

## 県議会・市議会への附議予定案件について

### ○ 1 1 月県議会、1 2 月市議会への附議案件

#### 1 鳥取県と鳥取市との連携協約の締結に関する協議について〈県・市〉

鳥取市の中核市移行により保健所を移管することに伴い、鳥取県と鳥取市が連携して保健所業務等処理することにより、県東部圏域の住民サービスの維持及び向上並びに県全域の効率的な行政運営の促進を図るため、取組の基本的な方針及び役割分担を定めた地方自治法 2 5 2 条の 2 第 1 項の規定に基づく連携協約を締結する。

##### (1) 連携する業務

- ・鳥取市が中核市として処理する事務及びこれと一体的に実施することが望ましい事務
- ・東部 4 町域に係る県の事務で上記に付随して鳥取市に委託することが望ましい事務
- ・住民の生命、健康の安全を脅かす事態への対応（健康危機管理）及び広域的な災害が発生した場合の医療救護活動（災害医療救護）

##### (2) 連携する内容

- ・円滑な事務の遂行及び情報公開・広報
- ・専門人材の確保及び育成・資質の向上
- ・健康危機管理及び災害医療救護対策の推進及び広域的な支援協力
- ・情報共有の推進

##### (3) 連携協約の発効 平成 3 0 年 4 月 1 日（鳥取市中核市移行の日）

※議会議決後、知事・市長による連携協約締結式を開催予定

#### 2 条例改正について〈県〉

##### (1) 「鳥取市の中核市移行に伴う関係条例の整備に関する条例」の新設

- ①鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正
  - ・法令上中核市の事務となる項目を削除（5 法令 2 8 項目）  
（例）化製場等に関する法律、母子及び父子並びに寡婦福祉法、浄化槽法等
  - ・一体的に処理することが望ましい事務の追加（5 1 法令、1 0 条例 5 9 7 項目）  
（例）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院等
- ②鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正
  - ・使用済物品回収業の届出事項に、収集又は運搬を行う区域を追加
- ③県の管轄区域から鳥取市の区域を除外する等の一部改正
  - ア 鳥取県民生委員定数条例
  - イ 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
  - ウ 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例
  - エ 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例
  - オ 鳥取県屋外広告物条例
- ④県の事務執行体制を変更することに伴う条例改正
  - ア 鳥取県保健所条例 他
- ⑤広域営業等に係る許可手数料の減免を行えるようにするための条例改正
  - ア 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正
    - ・知事が特別な理由があると認める場合の許可手数料の減免規定追加

#### 3 条例改正について〈市〉

鳥取市の中核市移行に伴い、鳥取市が新たに業務を行うための根拠や基準となる関係条例（4 3 条例）を整備する。

- (1) 新たに社会福祉施設、福祉サービス事業等に関し、設備、運営等に関する基準を定める条例の新設
  - ・「鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」
  - ・「鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
  - ・「鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」 ほか 1 5 条例
- (2) 保健所の名称、位置、所管区域等を定める条例の新設
  - ・「鳥取市保健所条例」
- (3) 新たに市の附属機関として設置をするための条例の新設
  - ・「鳥取市社会福祉審議会条例」
  - ・「鳥取市小児慢性特定疾病審査会条例」 ほか 4 条例
- (4) 法の施行に関し、衛生上の規準、措置等について定める条例の新設
  - ・「鳥取市食品衛生条例」
  - ・「鳥取市旅館業法施行条例」 ほか 6 条例

(5) 上記に掲げるもののほか、中核市移行に伴い必要な整備を行う条例の新設及び改正

- ・「鳥取市外部監査契約に基づく監査に関する条例」
- ・「鳥取市手数料条例の一部を改正する条例」
- ・「鳥取市特別会計条例の一部を改正する条例」

ほか 7 条例

<12 月市議会提出条例案件一覧>

No.	件名	条例の概要
1	鳥取市外部監査契約に基づく監査に関する条例	地方自治法第 252 条の 27 第 1 項に規定により、外部監査契約に基づく監査について、必要な事項を定めるもの
2	鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	個人番号の利用の範囲に療育手帳の交付に関する事務、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務等を定めるもの
3	鳥取市特別会計条例の一部を改正する条例	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 36 条第 1 項及び地方自治法第 209 条第 2 項の規定により、母子父子寡婦福祉資金貸付事業を市の特別会計に定めるもの
4	鳥取市事務分掌条例の一部を改正する条例	保健所設置等に関係する組織の事務分掌に関し、必要な事項を定めるもの
5	鳥取市手数料条例の一部を改正する条例	地方自治法第 228 条第 1 項の規定により、中核市移行に伴い県から権限が委譲される事務について、手数料の額を定めるもの
6	鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	社会福祉法第 65 条第 1 項の規定により、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるもの
7	鳥取市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	老人福祉法第 17 条第 1 項の規定により、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるもの
8	鳥取市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	老人福祉法第 17 条第 1 項の規定により、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるもの
9	鳥取市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	介護保険法第 70 条第 2 項並びに同法第 74 条第 1 項及び第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるもの
10	鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	介護保険法第 115 条の 2 第 2 項並びに同法第 115 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備、運営等に関する基準等を定めるもの
11	鳥取市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	改正前の介護保険法第 110 条第 1 項及び第 2 項の規定により、指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるもの
12	鳥取市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	介護保険法第 86 条第 1 項並びに同法第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定により、指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるもの
13	鳥取市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	介護保険法第 97 条第 1 項から第 3 項までの規定により、介護老人保健施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるもの
14	鳥取市社会福祉審議会条例	社会福祉法第 7 条第 1 項の規定により、社会福祉審議会の設置に関し、必要な事項を定めるもの
15	鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	障害者総合支援法第 30 条第 1 項、同法第 43 条第 1 項及び第 2 項並びに同法第 36 条第 3 項の規定により、指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるもの
16	鳥取市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	障害者総合支援法第 36 条第 3 項並びに同法第 44 条第 1 項及び第 2 項の規定により、指定障害者支援施設等の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるもの
17	鳥取市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	障害者総合支援法第 80 条第 1 項の規定により、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの
18	鳥取市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	障害者総合支援法第 84 条第 1 項の規定により、障害者支援施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるもの

19	鳥取市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	障害者総合支援法第80条第1項の規定により、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるもの
20	鳥取市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	障害者総合支援法第80条第1項の規定により、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるもの
21	鳥取市民生委員定数条例	民生委員法第4条第1項の規定により、民生委員の定数を定めるもの
22	鳥取市保護施設及び授産施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	生活保護法第39条第1項及び社会福祉法第65条第1項の規定により、保護施設及び授産施設の設備及び運営に関する基準を定めるもの
23	鳥取市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	社会福祉法第65条第1項の規定により、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるもの
24	鳥取市小児慢性特定疾病審査会条例	児童福祉法第19条の4第1項及び地方自治法第138条の4第3項の規定により、鳥取市小児慢性特定疾病審査会を市の附属機関として定めるもの
25	鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	児童福祉法第45条第1項の規定により、児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。)の設備及び運営に関する基準を定めるもの
26	鳥取市幼保連携型認定こども園に関する条例	認定こども園法第13条第1項及び第25条の規定により、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるもの
27	鳥取市保健所条例	地域保健法第5条第1項の規定により、市が設置する保健所の名称、位置、所管区域等を定めるもの
28	鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会条例	地方自治法第138条の4第3項の規定により、鳥取県東部保健医療圏地域保健医療計画の実施に関して、専門的な立場から必要な調査及び審議を行うための協議会を設置するため、市の附属機関に位置付けるとともに、当該協議会に関して必要な事項を定めるもの
29	鳥取市医療法施行条例	医療法の施行に関し必要な事項を定めるもの
30	鳥取市食品衛生条例	食品衛生法の施行に関し、食品取扱施設に係る衛生上の規準、措置等について必要な事項を定めるもの
31	鳥取市がん対策推進会議条例	地方自治法第138条の4第3項の規定により、鳥取市がん対策推進会議を市の附属機関に位置付けるとともに、当該会議の運営の基準を定めるもの
32	鳥取市歯科保健推進協議会条例	地方自治法第138条の4第3項の規定により、鳥取市歯科保健推進協議会を市の附属機関に位置付けるとともに、協議会での協議事項や組織、会議等について定めるもの
33	鳥取市感染症診査協議会条例	感染症予防法第24条第6項及び地方自治法第138条の4第3項の規定により、鳥取市感染症診査協議会を市の附属機関として定めるもの
34	鳥取市屋外広告物条例の一部を改正する条例	屋外広告物法第9条の規定により、屋外広告業の登録制度及び広告物に関する基礎的な知識を習得するために必要な講習会の実施について定めるもの
35	鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	浄化槽法第48条第1項の規定により、浄化槽保守点検業を営む者に係る登録制度について定めるもの
36	鳥取市興行場法施行条例	興行場法の施行に関し、興行場に係る衛生上の規準、措置等について必要な事項を定めるもの
37	鳥取市旅館業法施行条例	旅館業法の施行に関し、旅館業に係る衛生上の規準、措置等について必要な事項を定めるもの
38	鳥取市公衆浴場法施行条例	公衆浴場法の施行に関し、公衆浴場に係る衛生上の規準、措置等について必要な事項を定めるもの
39	鳥取市理容師法施行条例	理容師法の施行に関し、理容所に係る衛生上の規準、措置等について必要な事項を定めるもの
40	鳥取市美容師法施行条例	美容師法の施行に関し、美容所に係る衛生上の規準、措置等について必要な事項を定めるもの
41	鳥取市化製場等に関する法律施行条例	化製場に係る衛生上の措置等について必要な事項を定めるもの

42	鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例	市民の動物愛護精神の高揚、動物の健康と安全の保持、公衆衛生の向上等、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めるもの
43	鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例	廃棄物処理施設の許可等の係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等、必要な事項を定めるもの

**○2月県議会・市議会への附議案件**

1 平成30年度当初予算<県・市>

県から市への条例移譲及び事務委託に係る経費等

2 県から市への事務委託に関する規約（地方自治法上の事務委託）<県・市>

3 職員関連の条例の一部改正<市>

鳥取市職員給与条例、鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例